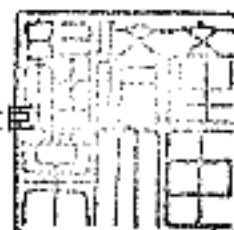


経済産業省

平成14・09・10原第13号  
平成15年8月29日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



原子燃料工業株式会社東海事業所における核燃料物質の加工の事業の  
変更許可について（諮問）

原子燃料工業株式会社取締役社長 渡邊 孝男から、平成14年9月10日付け東許第391号（平成15年8月5日付け東許第421号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第16条第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第16条第3項において準用する法第14条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。



法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 法第14条第1項第1号（加工の能力）

今回の許可によりわが国の軽水炉燃料の加工の能力は、ウラン量で年間50トン増加することになるが、わが国における軽水炉用燃料の需給見通しからみて、本申請のとおり許可しても国内加工事業者の加工の能力が過大になることはないと認められる。

2. 法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請による加工の事業の変更にともない必要とされる資金は、自己資金により充当する計画であり、その確保に見通しがあり、当該事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があるものと認められる。